

第3回建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合

日 時：平成30年10月17日（水）10:00～12:04

場 所：中央合同庁舎5号館3階共用第6会議室

○佐々木建設安全対策室長 定刻となりましたので、ただいまから第3回「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」を開会いたします。

私は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、報道関係者の皆様、傍聴の皆様、この会議の撮影は冒頭のみとさせていただきます。改めて御案内いたしますが、それ以降の撮影は御遠慮ください。

本日の出欠でございますが、武石委員が所用により欠席されております。また、事務局のほうでは安全衛生部長の椎葉が所用により欠席させていただいております。

それでは、議事に入る前に本日の配付資料の確認をお願いいたします。

議事次第

資料1 墜落・転落災害の種類別の発生件数を踏まえた対応の方向性

資料2 主な論点について

資料3-1 作業開始前の点検と組立て等後の点検の現状の取扱いについて

資料3-2 足場の安全点検に関する講習等の内容等について

資料3-3 仮設安全監理者資格取得講習会補足資料（杉森委員提出資料）

資料4-1 手すり先行工法の採用が困難な事例（岸田委員、関根委員、本多委員、最川委員提出資料）

資料4-2 わく組足場用手すり枠（先行手すり）設置可否一覧等（杉森委員提出資料）

資料4-3 一般社団法人仮設工業会提供資料（遠藤委員、武石委員、南雲委員提出資料）

資料5 検証実験の開催に関するご提案（杉森委員提出資料）

参考資料1 建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合開催要綱

資料としては以上でございます。もし過不足がございましたらお願いいたします。

また、参集者、オブザーバーの皆様には机上にファイルで1回目と2回目の実務者会合の資料をとじたものを用意しております。よろしいでしょうか。

それでは、報道関係者の皆様、傍聴の皆様、これからの撮影は御遠慮いただきたいと思います。

（カメラ撮影終了）

○佐々木建設安全対策室長 では、議事に入らせていただきます。蟹澤座長、よろしくお

願いいたします。

○蟹澤座長 皆さん、おはようございます。本日もたくさんの資料を用意していただいておりますので、円滑な御議論と進行に御協力をよろしく願いいたします。

それでは、本日、資料1として事務局から、災害発生状況を踏まえた対応の方向性についての資料を用意していただいております。まずは、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○東技術審査官 事務局でございます。

それでは、早速でございますが、資料1「墜落・転落災害の種類別の発生件数を踏まえた対応の方向性」について御説明いたします。

こちらは、第1回目の実務者会合で提出いたしました災害発生状況のそれぞれにおける課題、それから、課題に対して考えられる対策について整理したものでございます。

具体的な対応策としては、これまでの実務者会合でいただいた御意見を改めて整理したものと御認識いただければと思います。

それぞれの対応策の各論については、資料2以下で後ほど説明、議論を行いたと思いますが、まずは資料1で全体的な方向について皆様と共有認識を持ちたいと考えております。

資料の説明ですが、まずは上段に平成27年、28年に発生した建設業の墜落死亡災害262件を種類別にあらわした内訳を示しております。改めての説明になりますが、屋根・屋上等の端や開口部からの墜落が87件、足場に関連するものが50件、この50件については、足場上での通常作業中が29件、足場の組み立て・解体中のものが21件と分けられるところです。それから、はり・桁等からのものが25件、はしご・脚立やその他建築物・構築物、建設機械、地面、立木等の環境に関するようなもの、こういったものがその他として100件となっております。

これを踏まえますと、墜落・転落による死亡災害を減らしていくためには、屋根・屋上等の端や開口部からの墜落災害、足場に関連する墜落災害の防止対策を優先的に検討していく必要があると考えられるところでございます。

「1. 屋根・屋上等の端・開口部からの墜落災害」についてでございます。この災害の発生状況を見ると、課題として、法令で規定された措置を初めとして、何ら墜落防止のための措置がなされていないケースが多いということが挙げられるところでございます。例えば、墜落のおそれがある作業床の端等への措置、安全帯の使用、屋根上の踏み抜き防止措置等でございます。

具体的に数値で見ますと、こういう災害で何らかの法令違反があったものが85%を占めています。また、全件で災害時に安全帯を使用していない状況でございました。また、特徴として改修工事、これは屋根の補修、瓦のふきかえ、塗装などが含まれますが、これが非常に多いということがあります。

課題への対応策でございますけれども、これまでの実務者会合で皆様から御意見をいた

だいてきたところでございますが、法令の遵守徹底、特に周知からしっかりやる必要がある、教育をしっかりやる必要があるということと、既存のマニュアル等も現場で効果的に使えるように見直すこと、普及を図る必要もあるのではないかと考えております。

続いて「2. 設置されている足場での通常作業中の墜落」についてです。対象の29件の中には一部、つり足場なども含まれますが、主に本足場・二側足場、一側足場について見ると、課題として災害発生時にその箇所に手すり・中さん・作業床がないケースが多いということ、法令違反が多いということが挙げられます。また、一側足場に関しては、手すり・中さん・作業床の設置について、本足場・二側足場のような具体的な規定、安衛則の563条のような規定がないということも挙げられるところかと思っております。災害発生状況の具体的な数字については、ここにあるとおりでございます。

課題への対応策としては、一つは安全点検の強化ということを挙げております。現行法令の遵守の徹底が必要との御意見がこれまでの会合であったかと思っておりますが、そのためにも点検の強化は考えられる方策ではないかと思っております。また、一側足場については例外的な取り扱いとして、本足場、二側足場が設置できるところはこれを設置していくことも考えられるのではないかと思っております。

続いて「3. 足場の組立・解体中の墜落」についてでございます。こちらも一部、つり足場等も含まれますが、主に本足場について具体的に数値で見ますと、本足場の組み立て・解体中の災害が10件で、足場の崩壊による1件を除いた9件のうち、最上層からの墜落が8件、外側への墜落が8件となっております。

こういったことから手すり先行工法をしっかり採用するというのが対応策としては考えられますし、8件のうち2件については手すり先行工法を採用している現場であったにもかかわらず、手すり先行ではない部分、手すりのないところから墜落していることから、単に手すり先行工法を取り入れるだけではなくて、ガイドラインに基づく墜落防止措置の徹底が必要ではないかと考えているところでございます。

資料1の関係の説明は以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

ただいまの資料はこれまで検討してきたことを改めて整理していただいたものでございますが、災害発生状況等を踏まえて全体像を整理したものということでございます。

ただいまの御説明あるいはこの資料について何か御質問、御意見がありましたらお受けしますが、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

改めて今までの論点整理ということでございますので、基本的にはこの方向で議論を進めさせていただきたいと思っております。

この後の議題もたくさんありますので、次の議題に進めさせていただきたいと思っております。

続いて、資料2以下に基づいて各論に入らせていただきたいと思います。資料2「主な論点整理について」を見ますと、1枚ごとに各論にかかわる現状や課題、これまでの議論、議論の方向性がまとめられております。

それではまず、1枚目にあります「屋根・屋上等の端・開口部からの墜落災害の防止」について事務局より御説明をよろしくお願ひいたします。

○東技術審査官 それでは、資料2をごらんいただければと思います。1枚目の「屋根・屋上等の端・開口部からの墜落災害の防止」について、まず説明させていただきたいと思ひます。

現状と課題については、2枚目以降の論点でも同様ですが、基本的には先ほどの資料1の中から引用して書いております。

続いて、これまでの実務者会合でいただいた主な意見でございます。現行法令の遵守徹底が課題であること、一方、現場の第一線の方は法令などの講習会には出にくいという現状もあること、このため、支援制度に関するPRの必要性とか、効果的に法令周知を行う手法を検討すべきといった御意見をいただけてきたところでございます。

議論の方向性のところに書いておりますが、対策のターゲットとなる主な範囲について改めて考えたときに、こちらは主に塗装、屋根、設備といった建築工事本体ではなくてどちらかという周辺的な作業の方々になるのではないかと考えておまして、当方としては、こういった関係者、業界の方にヒアリング等をしながら、ここの部分については具体的に考えていきたいと思ひているところでございます。

このため、今回のこの実務者会合においては具体的な議論ということではなくて、この方向性で御理解いただいて、事務局のほうで引き続きヒアリング等の作業を進めさせていただいて、その上で次回以降報告させていただき、御議論いただければと思ひているところですが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

ただいまの報告にありましたように、今回、このテーマについては主な論点ではないということで、引き続き関係者からヒアリング等を行った上で、その結果を踏まえて次回以降御議論いただく方針ということですが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局におきましては、関係業界へのヒアリング、特に専門業者、町場、木建関係ということになると思ひますが、それについて引き続きよろしくお願ひいたします。

続きまして「足場の安全点検」について、資料2の2枚目及び資料3について事務局より説明をお願ひいたします。

○東技術審査官 それでは、続いて資料2の2枚目「足場の安全点検」について御説明させていただきます。

まず、現状と課題についてはここにあるとおりでございます。資料1で先ほどお話ししたとおり、手すり・中さん等がないという状況に対し法令遵守を徹底するという観点で、この課題については安全点検の強化が方策として考えられるのではないかと考えてございます。

これまでの実務者会合での主な意見としては、作業開始前の点検、組立て等の後の点検、

それぞれの重要性について委員の方々から述べられています。そのような中で、作業開始前点検については実施の徹底をすることについての御意見、組立て等後の点検については専門知識を持つ方による点検が重要という御意見があったところでございます。また、前回、組立て等後の点検における実施者の能力要件に関して議論になった際、建設業界あるいは住宅業界の方々から、組立て等後の点検は不定期に頻繁に行われ、工期の問題もあるということからタイムリーな実施が求められるということであり、自前で対応する必要性があるという御意見があったところでございます。

こういった御意見を踏まえて議論の方向性についてですが、まず、安全点検の強化といった際には、作業開始前の点検と組立て等後の点検、トータルでの強化策が必要ではないかと考えております。また、具体的に強化すべき事項については、各点検で現状の法令や推進要綱で求めていることが違う、そもそも目的が異なるということから、それぞれ分けて検討する必要があるのではないかと考えています。さらに、強化を図ることを考えたときには、点検実施者の能力という観点と点検の確実性の観点、具体的には点検結果の記録・保存あるいは表示といった観点からの検討が必要ではないかと考えております。

その上で、本日、皆様に御議論いただきたいと思いますが、資料3-1についてもあわせてごらんいただければと思っております。

まず、作業開始前の点検についてでございます。

点検実施者の能力要件といった観点では、この点検項目については安衛則の567条第1項で「墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無」となっていますが、これについては特に法令で規定するまでの必要はないのではないかと考えております。なお、推進要綱の「より安全な措置」等では、この作業開始前点検の実施者については職長等の足場を使用する労働者の責任者であることとしているところでございます。

一方、点検の確実性という観点では、作業開始前の点検については点検結果の記録・保存等は求めているところでございます。記録や保存がもし難しければ簡単な表示といった観点でも検討に値するのではないかと考えております。

また、これは対象が非常に膨大ですので、いきなり法令での規定というのが難しければ、例えば要綱での位置づけなども考えられるのではないかと考えております。

また、技術的な話になりますが、点検内容や点検後の措置等について具体的にわかりにくいところもあるのではないかと、何か技術的に参考になる事項を示していくことも我々行政として必要ではないかということも考えているところでございます。

続いて、組み立て等後の点検についてです。

まず、点検実施者の能力要件についてですが、これまでの議論から、点検実施者に専門知識を求めることを法令で担保することの有効性については、ある程度理解できる場所なのではないかと考えております。

一方、もしこれを法令で規定するとした場合には、その専門知識を有する者、十分な知識経験を有する者として具体的にどのような要件を課すかということを検討する必要がご

ざいます。推進要綱の「より安全な措置」等においては、資料3-1にもございますが、4つ要件がございまして、1つ目は、足場の組立て等作業主任者であって能力向上教育を受講している者、2つ目は、労働安全コンサルタント等計画作成参画者に必要な資格を有する者、3つ目は、全国仮設安全事業協同組合が行う仮設安全監理者資格取得講習を受けた者、4つ目は、建設業労働災害防止協会が行う施工管理者等のための足場点検実務研修を受けた者、この4種類が掲げられているところでございます。

その一方、この4種類の要件をそのまま課すことが妥当なのかということについては検討が必要なのではないかと考えております。最低基準として法令で課すに当たっては、やはり求められるレベルというものも考えつつ、裾野を広げていくことも必要ではないかと思ひますし、前回の検討会でいただいた御意見の一つである、自前で対応する必要もあるということ、これは現実的な課題かと思ひますが、そういったことも踏まえる必要があるのではないかと考えております。

こうしたことから事務局としては「より安全な措置」等にあるこの4つの要件がベースかと思ひますが、このうち、足場の組立て等作業主任者であって能力向上教育を受講している者というこの要件については、能力向上教育の受講までは求めなくてよいのではないかと、作業主任者の技能講習を修了した者でよいのではないかとというのも一つの案としては考えているところでございます。

点検実施者の能力要件ということに関連して、もう一つの論点が注文者の取り扱いについてということかと考えております。現行法令では、安衛則の567条第2項により事業者に義務がかけられるとともに655条により注文者（元請）に点検実施の関係の義務がかけられております。

それに関して、点検実施者の要件について567条第2項でかけていくとした場合に、この要件も事業者と同様に注文者にも課す必要があるのかどうなのかというところでございます。これまでの会合の中では、実態として、組立て等後の点検では足場を組み立てた事業者とその注文者がセットで点検を行っているという話もあったかと思ひます。そのときに、二人そろって同様の知識を持つ必要があるかどうかというところかと考えております。「より安全な措置」等として足場の専門知識を持つよう促進していくことは非常によいことかと思ひますが、最低基準としてこれを注文者に求めなくてもよいのではないかと事務局のほうでは考えているところでございます。注文者（元請）の方は統括管理の視点からも必要な資格を持たれているでしょうし、さらに厳格化を求める必要がどこまであるのかというところを考えていかなければいけないと思ひております。

資料2の論点のペーパーに行ってください、組立て等後の点検の最後のポツになりますが、点検の確実性の観点からも一つ挙げております。現行法令上、点検結果の記録・保存が組み立て等後の点検については義務づけられているところでございますが、あわせて表示についても取り組めないかと思ひております。前回の議論でも小岸委員からシンガポールのタグシステムの話があったかと思ひますし、これは英国の取り組みがベースになって

いるのではないかと思います。どういう表示を行うかということについては議論が必要かと思いますが、いつ誰が点検を行ったのかということについて足場に明示・表示されれば、職人の方の安心にもつながりますし、やり方によっては近隣住民の方などへのアピールにもなるのではないかと思います。また、点検実施者を明示するようになれば、点検実施者の方の責任感の向上も期待できるのではないかと考えて、入れた次第でございます。

なお、資料3-2に関してですが、点検実施者の要件に関して、先ほど申しあげました「より安全な措置」等に記載のある4種類の資格講習等について、そのカリキュラムをまとめたものです。このあたりも議論の参考にしていただければと思っております。

事務局からは以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

関連いたしまして、杉森委員から資料3-3を御提出いただいておりますので、御説明をよろしくお願いいたします。

○杉森委員 資料3-3については、先ほど御説明のありました私どもの組合の資格取得講習会の補足資料として出させていただきます。

カリキュラムは、資料3-2にあります。

ポイントとしましては、右側に書いている必要な公的資格を持たれている方にプラスアルファ、足場の種類に応じた専門的な知識、型枠であれば型枠支保工、そういったものの専門的な知識を付加していただくことによって、足場の種類も多種多様ありますので、より確実な安全点検をしていただく。加えて、この資格を持っておられる方がその足場の種類に応じた点検表を活用して、見るポイントを標準化するという、うちの組合のバックボーンの御紹介です。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局からの御説明と杉森委員からの御説明がありましたが、皆様から質問及び御意見を頂戴したいと思います。

幾つか論点がありました。まず、点検する方の能力ということですが、その辺をどのように規定していくのか。点検ということに関しましても、組み立て時と組み立て後の使用中という2つのフェーズがあるわけですが、それぞれどのように考えていくか。それから、4つの講習が示されましたが、既存の作業主任者、安衛法上の元請責任、建設業法上の監理技術者の配置、そういったものを踏まえたときに、このような講習の義務化という方向、講習の位置づけをどうするか。それから、注文者といいますか、元請の責任、点検への参加ということをどうするか。加えて、点検の記録の保存に関しましては、新しい一つの御提案ですが、それを見える化、明示化するという御説明もありました。その辺が論点になるかと思います。

以降、挙手いただいて御発言いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。では、日建連、お願いいたします。

○本多委員 少し話が戻ってしまって恐縮ですが、議論の方向性が建設現場の実態に即しているのかという若干懸念がございます。といいますのは、今回の最大の問題は足場の点検が確実に実施されていないということ、これは委員の皆さんは同じような御意見だと思いますが、そんな中で、点検内容に問題が必ずしも生じているものではないというふうに考えております。したがって、今、講じなければならない対策は足場の点検の完全実施に向けた対策である中で、現在の議論は足場点検を実施する者を限定、法制化するというものであって、逆に足場の点検が行われづらい方向に向いているような気がいたしてなりません。足場の点検者が一定の有資格者に限定された場合には、足場点検の完全実施に向けて阻害要因になりかねませんので、足場点検が確実に実施されるような方策について検討していくことが必要ではないでしょうか。

もともと、当然であります、足場点検を行う者が十分な知識を有している者であることが望ましい点については異論ありませんので、引き続き、行政主導ベースで教育、受講の促進策を講じていくことが妥当ではないかと認識している次第です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

ただいまのは御意見ということですので、承りたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。では、アクセスの杉森委員、どうぞ。

○杉森委員 安全点検についてですが、確実な実施より、実施していく数をふやすということと、厚生労働省の資料でも安全点検を皆さんはよくされているという調査結果が出ています。本来、点検するのは義務ですから、やるのは当然なので、その中身なのですね。

安全点検については、いろいろなところで発注者と議論していく中で、点検はしているのだけれども、問題は中身が、点検をしている人が果たして十分に見切れているのか。点検はしているのだけれども、しているだけではないのか。

本来、点検は何のためにするかというと、何か欠陥があったり、場合によっては組み間違いがあったりしたところを見つけて、そこをちゃんと指摘し、改善の指示を出していくということも含めて、これは注文者の方にもそうですし、事業者の方にも点検の内容として求められているものです。

今の形でいくと、まず点検する。調査をすると、義務ですから、法律で決まっていますので、皆さんは当然やっている。やっている数値は上がってくるのだけれども、その実態が、次のステップとしてどれだけちゃんと実効性、あるいは中身として整っているのかを見たときに、点検する人の能力というものもある程度位置づけていかないと形だけの形骸化した点検になってしまうのではないかというのがうちの組合としての一つの意見です。

点検する人の能力についてはどういったものがあるのか。これも平成21年ぐらいからずっと議論されて、とりあえずこの4つを挙げる中で、厚生労働省も議論された上でこの4つは要綱に示されて推奨されている。そういったものをちゃんと入れて、誰がやっても、点検はやったが、点検の中身によって改善すべき点の指摘のされ方がばらばらということ

にならないようにしなければだめだと思います。

その上で、十分な知識・経験を持っている人が必要である。ただ、十分な知識・経験を持っている人と書いてしまうと、逆に、十分な知識・経験とは何か、経験年数なのか、それとも何らかの資格なのかといったときに、条文あるいは局長通達の中でこういったものがあるということを示していただくことによって、それに基づいた対応を皆さんがとっていくようになると思います。

この安全点検については、実務者会合ですので、きょう、ここにお集まりの多くの方は実際の現場のという話はあると思いますが、現場の中でどれだけの人がどういうぐあいに時間を持ってちゃんと点検しているのか踏まえたときに、結果的にはとりあえずやっているというふうになっていないのかというのが一番の問題点だと思います。

とりあえず以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

今のは、組み立て時と使用中、両方についてということによろしいですか。

○杉森委員 特に組み立て後。

○蟹澤座長 組み立て後、使用中のことについてということだと思います。

それから、今も「より安全な措置」については要綱が出ているということですが、今の御提案はそれ以上に一般的な点検についてもということなのでしょうか。

○杉森委員 そうですね。

○蟹澤座長 全建の最川委員。

○最川委員 今、ほとんど法令が守られている前提、点検もしているという話だったのですが、実際には、資料1にありますように、法違反、点検だけではなく518条・519条違反も含めて法令が守られていないというのがほとんどと認識しています。特に墜落に関しては安全帯をしていないというのが全部に当てはまりますし、それも床がない、手すりがない状態で安全帯を使っていないという現状です。だから、能力というよりも、手すりがない状態でやってもいいと思ってしまうことが原因で、それを直さない限りこの件数は減らない。

もちろん能力が上がる分には、それは否定しませんが、それよりも底辺というか、危ない状態でやっているものをなくす、特に死亡件数を減らす、そこを議論の対象にしないとこの会議をやっている意味がなくなってしまう。よりよいくところをふやすというのはもちろんいいのですが、それよりも全体の死亡事故を減らすという観点で議論していただければこの会が役に立つと思っていますので、その1点、よろしくお願いします。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

ただいまの御意見は、より安全なということに関する点検等の取り組みも重要であるが、資料1にお示しいただいたように、法令違反が非常に多い現状の中でそもそもそれをどうするか、ずっとこの会合の中ではその議論をしているわけですが、そっちが大事だろうという御意見だと思います。

杉森委員、どうぞ。

○杉森委員 法令違反を見逃さないようにするために点検が重要なのです。本来はそういうふうなものが法令違反でやっている。手すりも使っていない。使用する前に、組み立て後に点検して、そういうものを是正する。これが重要なのです。ですから、点検というものがより確実に行われていなければ、そもそも論が成り立たないのです。法律をちゃんと守っていればいいのだというけれども、点検するのも法律です。法令違反しているところを見つけて直すための点検ではないですかね。むしろこれが議論の論点として一番重要なところになると思います。

特に元請のところにも安全点検が義務化になっていますから、本来、元請が管理する立場として見なければだめなのではないでしょうか。例えば88条の労働基準監督署に提出する図面、あれは事業者が出すわけではなくて元請が出すわけですね。監督署に出した図面と実際に自分たちが注文した足場が正しくできているのか、安全対策、規則もちゃんと守られて計画どおりにできているのかは、本来、一番見なければいけないところなのです。そこをいつまでも教育で、法違反しているからという話をして、逆に言うと管理責任の問題も次の問題として出てくると思いますので、そういう観点からいくと点検というのはより重要、特に注文者の点検というものがより重要になってくるのではないかと思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

今の点について、先ほど資料1の御説明をいただいたときに、主に今の法令違反等の問題は、工事の種類といたしましては、例えばリニューアル関連のものと思われる屋根や塗装作業が非常に多いというお話がありました。厚労省のほうからもその辺の聞き取りをこれから強化するというところでございましたが、杉森委員の今のお話ですと、そういうものだけでなく、現状の日建連、全建というようなところの点検ももう少しきちんとする必要がある実態があるのではないかという御意見でよろしいですか。

○杉森委員 やられていないということではなくて、やられているにもかかわらず法令違反があつて、別に日建連や全建連ということだけではないです。やられているにもかかわらず法令違反があつたところから、作業床がなければならぬところに床がなかったことで事故があつたとか、そういうことであれば、そもそも論、組み立てた後の点検で見逃しているということではないですか。だから、そこをきちっとまずやっていく。そのためには、ちゃんとした資格を持った人がやるということがまず前提としてなければだめなのではないでしょうかということです。

○蟹澤座長 最初に手が挙がっていましたので、小岸委員、お願いいたします。

○小岸委員 今回の杉森さんの意見とちょっと違う話です。足場の能力向上の資格は特に要らない、作業主任者だけでいいのではないかという話もありましたが、現状、足場の組み立て作業主任者は21歳から資格が取れます。ほとんど経験のない子たちが点検するというのは、現場に入って年数も浅いと足場のいろいろなことは経験を積んでいかないとわからないので、能力向上が要らないというのは、それで点検する意味があるのか。

現場を自分たちでもやっているからわかるのですが、今、話している全ての議題が日本の建設業の上のほうの話ばかりになっているのではないか。例えば会社に安全管理部もないような、元請もリニューアルだったり、町場だったり、たくさんある中で、今、話し合われている話のレベルが高過ぎて、この対象は日本を代表するような建設現場だけの話なのか。そのターゲットが日本の全体的な建設工事の話をするのであれば、もっと裾野を下げた話をしていないと、大手の現場はもちろん問題ないでしょうが、実際に町場だとか地方で仕事をされている方がたくさんいるのだから、やはりその人たちがこういう法律ができた義務化になったりでわかって本当に事故がなくなるような話をしていないと、レベルの高い現場は大丈夫でしょうけれども、それ以外の現場の話もそういう目線で話をするのも必要ではないか。

あと、専門工事業、塗装だとか、ほかのところを調査すると言っていました、それも大手だけではなくて、中堅・小規模クラスにも聞いていただかないと本当の話し合いにならないのではないかと思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

それもこの会合の中では繰り返し出てまいります「より安全な措置」という方向の議論なのか、まずは現行の最低基準としてあるものの周知徹底があるのかということで議論があるわけですが、その辺も含めて御意見をいただきたいと思います。住団連の宗像さん。

○宗像委員 住団連の宗像でございます。

足場の点検の実効を上げるというか、足場の点検を形骸化させないという観点で見ると、点検そのものも当然大事なのですが、実際に災害が起こっているのは作業中ということですから、住宅工事現場での災害を見てみると、作業者がみずから作業の都合で手すりを外した、作業床を外した、そんな状態での災害が多いように思います。

ですから、点検でしっかり固めてというのもとても大事なことだと思いますが、実際に作業を行う者が自分の安全確保をするために自分で手すりを外したら安全帯をするということがなくなると、議論が空回りして、足場の点検がいつまでたっても実効あるものにならないと思います。足場の点検をタイムリーに行うことが実効性を上げるということにすぐ役に立つのかなと思います。

足場といっても規模がさまざまでございます。工期60日から90日ぐらいの住宅工事の足場と、1年、2年かけて完成させる建築工事の足場とは大きく違うと思います。住宅工事現場だからという言い方はいけないのかもしれませんが、住宅工事現場で行われる点検はタイムリーに行われるべきですし、その後、作業者みずから行う点検、ここがポイントになると思っています。そうすると、作業者みずから行う点検に対して意識づけをすること、それから、注文者のところが自分たちは元請と考えて点検義務がふえたところを担保しつつありますが、実際に足場を発注した人と考えるという見方もある。そういう対応をしている住宅会社もあるようでございますので、注文者について整理していくことから点検を実効性のあるものというくくりで議論を進めていく。それが災害防止に直接つな

がる効果がある、そんな流れでお話が進められたらいいと思っております。

○蟹澤座長 事務局、どうぞ。

○東技術審査官 それぞれの方からいろんな御意見をいただいたところですが、我々のほうで今回こういう形で事務局資料をつくらせていただいたところをもう一回整理してお話しさせていただきたいと思っています。

まず、なぜ今回こういう安全点検の話挙げたかという、資料1の最初の屋根の端等のところでも法令遵守の徹底が必要だという話がある。足場の通常作業中の墜落・転落災害、ここでも法令遵守の徹底が必要だという話がある。同じ法令遵守の徹底が必要だということになるのですが、その手段というか、方法としては2つで違ってくる場所があるのではないかと考えたところもあって、挙げさせていただきました。

最初の屋根の端等のところは、法令を何も知らない方、特に専門工事業者の方になるとしっかり周知するところからやる必要があるのではないかとのお話もあったかと思えます。そういう取り組みをしっかりやらなければいけないのだろうと思っています。

一方で、事、足場の話になると、法令違反の内容は563条の違反の関係が非常に多いところ。手すり・中さん・作業床の関係の話だったりするのですが、その法令遵守を図っていく上では点検を強化していくのも一つ意味があるのではないかとということで挙げさせていただきました。そこは法令遵守といっても意味合いが違うのではないかと考えているということは伝えておきたいと思えます。

それから、能力の関係の話です。全く能力がない方がやるというのは確かに問題ではないかと思えます。そういう意味で、能力がある人というのも要件に課すことがあるのではないかと考えたところがございますが、一方で杉森委員からあった、見切れていないのではないか、いいかげんになっているのではないかという話については、全て十分な知識・経験があるというか、能力のある者がやれば、それが全てクリアになるかというところでもないという感想を持っています。そこを担保するのはどうしたらいいかということを考えたときに、我々として提案させていただいた表示というのも一つのやり方になると思って、挙げています。表示だけが全てではないと思えますが、十分な知識があるからといって見切れない現象が起きないかという、そうでもないと思っているというのが一つあります。

それから、小岸委員から、作業主任者の技能講習を受けた人では、まだ若い人もいるし、よく知らない人も多いのではないかという御意見があったかと思えます。そういう観点もあろうかと思えますし、21歳から取れるというのはそれはそうだと思いますが、その一方で、作業主任者ということは、当然、法令上の要件からいうと実務経験2年ないし3年以上が求められていますので、全く初めての人ではないというところを一つ理解いただきたいと思います。あくまで作業主任者なので、作業主任者の位置づけというのは、危険・有害な作業を指揮する方ということで作業主任者を選任しているわけがございますので、何も知らない人が作業主任者になれるかというところもそういうものではないのではないかと、事

務局として今いろんな方から御意見をいただいた中で思ったところでございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○関根委員 我々とび工専門工事業からすると、どこの現場もそうだと思いますが、とびさんが足場組み立てを完了したときは、手すりでも中さんでも筋交いでも全てついていて、現場の規模によるのですけれども、点検もされていて、記録も残っているという形があると思います。工事が進捗するにつれて、他職、例えば型枠大工、鉄筋屋、左官屋がだんだん入っていくうちに、手すり・中さんが取り外されて、それがそのままになっている。他職のことを言うわけではないですが、足場の使用開始前の点検が現場を見ているとなかなかなされていないという気がしてならないですし、その方たちが足場に関して専門知識を持っているのかどうかというのもちょっと疑問です。一応、記録みたいなものはKY用紙などに残ってはいますが、それが現実的に実効性があるものなのか、現場を見ていて思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

杉森委員、どうぞ。

○杉森委員 先ほど宗像委員から言われた教育も重要だと思います。必要なことだと思います。先ほど事務局の東さんからお話があった表示、これについても非常に有効で重要なことだと思います。

ただ、各委員のお話の中で、私が言いたかったのは、言い方が申しわけなかったのですが、組み立てた後の足場の維持管理の部分の話と、安全目的のためにまずスタートラインに立つ足場の点検の違いを分けて考えたほうがいいのではないかと。

宗像委員から言われた、今、関根さんからもお話があったことは、これは恐らく作業開始前点検、今、言われたとおりのことなので、それについては日々の現場の管理の話だと思います。それは元請であったり、職方を送り出される事業主にもともと責任がついているものなので、そちらの教育あるいは対応の仕方の問題であって、点検する人に少なくともある一定のものが要るのではないかと私が言っているのは組み立て後の点検です。

確かに事務局からお話があったように、十分な知識の人間でも担保できるのかということとは100%大丈夫とは言い切れないと思いますが、現状は、そもそも何もないのです。どうという人が能力を持って点検するのかということがまずないのです。厚労省もそうですし、いろんなところでの検査機関、ある一定の安全を担保するところには、検査者の資格、そういったものが制度的にも、この足場の点検にしてもきちっとあると思います。組み立てた、スタートラインに立つ足場についてはそういう能力を持った方が安全点検をすることでスタートがきちっとできている。その上で、次に、宗像委員からお話がありましたような、実際に使う人の問題、これとは切り分けて考えていくべきだと思います。組み立て後の点検としては資格・能力を持っている人にさせることが重要ではないかという意見でございます。

以上です。

○蟹澤座長 では、今、宗像委員という話も出ましたが、先に。

○宗像委員 自分の意見の補足も含めて、今、御指摘いただいた点で整理しておければと思います。

自分の発言の主な部分は、作業者が使っている途中の足場というところを目線にお話し申し上げましたが、住宅工事現場で完成後の点検をそもそもやっている者がどれだけいるのだろうと考えたのです。先ほど小岸委員からも、どこを目線に議論しているのかというような御指摘もありましたが、そもそも足場の点検なるものを、義務となっている部分についてもやっていない業者が大勢いらっしゃる。これが住宅工事現場の実態だと思います。自分たちはできるだけ襟を正して工事を進めたい。法令遵守ということが社会的に求められるので、それに向かって一生懸命法令を守ろうとしております。そこで負担増ですね。組み立て後、盛りかえ後の点検をタイムリーにやろうとすると、非常に時間を割いて元請側は作業をしておりますが、そういった負担増に取り組もうとする姿勢を持ったところと、はなからそういったところに頓着しない業者の乖離がますます大きくなっていく。そういった業者を取り残してしまうということにならないといいなと思っています。今でも点検の義務として課せられているものを義務としてきちんと受けとめて、それを担保していくような方向でくくれば、足場の点検に対する実が上がるのかなというふうに感想的に思っております。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○込田委員 全国中小建築工事業団体連合会の込田です。

私の団体で言えば、まず、中小ではない、零細工務店なのです。その中の人たちに、安全に関することは非常に大切ですが、こういうものがきちんとあって、こういうふうにやらないといけないということをまず周知してもらわないと、町場の工務店はほとんどわかっていません。ましてリフォームをやるような小さなところでは、安全帯をつけなさいということがまずわかっていないはずなのです。そういうところの工務店なり専門業者にどうやって今の法律を知らしめて、災害がないように意識を持っていくかという議論が大きなゼネコンでやる部分と全然違うと思います。私は、中小というか、零細の代表みたいなものですから、その辺の議論もというか、きちんと対応できるようなことをしていただかないと、その人たちの労災は減らないのではないかという気がします。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

どうぞ、南雲委員。

○南雲委員 ちょっと違った目線からお話をさせていただければと思います。前回の会合でも意見させていただきましたが、資料2のこれまでの主な意見というところ。「足場メーカーが意図した使い方を使われなければ、安全な使い方できていないかもしれず、専門性を持った者が点検をすべき」と意見させていただきました。

今回の資料 3-3、3-1 を見たときに、仮設安全監理者資格取得講習会についても、最低限持っていなければならないという必要な公的資格があって、なおかつ、それにプラスアルファして専門的な知識を持った者がもう一度受講することによって、さまざまな機材を安全に使うことができるのではないかと考えております。

また、資料 3-1 に書いてあるような、足場の組み立て作業主任者であって、なおかつ足場の組み立て等の作業主任者能力向上教育を受講している者、同じように最低限のレベルのところプラスアルファである程度の能力向上のための知識を得た者というのが組み立て後の点検者となるべきではないのかという気がします。

後ほど資料 4-2 の中にもありますが、また、杉森委員から現在の機材についてというような御説明があるのかもしれませんが、さまざまなものに対して安全に使っていくという意識を、製造者側がこういう意図でつくったというものを御認識いただきたいと思っています。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

では、本多委員、どうぞ。

○本多委員 また少し話が戻ってしまうのですが、事務局から最初の御説明にありましたとおり、法令違反がほとんどというところから考えますと、法令自体の認識不足、あるいは法令遵守の重要性が大きな問題というところも一部の委員の方から御指摘があったとおりです。そういう意味で、危険感受性が低いとも言われていますが、そういうところの対応策が実はとても大事である。

一方で、これも先ほどの繰り返しになりますが、足場の点検を行う者が十分な知識を有するということは当然でございますけれども、対応策として罰則をもって法制化することがこの場の本当の議論なのかという感じがします。優先度的にどちらが大事なのかというところは一言申し述べたいと思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

先の議論もありますので、この辺までにさせていただいて、事務局からもコメントいただきたいと思いますが、座長のほうで今までいただいた議論を簡単に整理させていただくと、足場の組み立ての作業主任者という制度があって、組み立ての部分に関しては今まで法的な規制等がないわけではない。しっかりとしたものがある。

一般的な墜落防止、現場で働く労働者の安全を守るということに関しては安衛法もあるし、例えば建設業法での作業主任者を置く、監理技術者を置くというものもある。実態としては、特に作業開始後については安全な措置がとられていないというか、手すりを外す、そのような行為があったり、そもそも法律を守っていないような場合もある。

要するに、現行法で最低基準というものはあるのだけれども、一つは守られていない部分、周知がされていない部分をどうするかということ、これは特に、いわゆる町場、木造建築、リフォーム、そういう方向に言えるのではないかとことです。

それから、きょうの資格のことにつきましても、「より安全な措置」ということについて、作業主任者や安衛法上の責任に加えて、足場の知識を持っていることが大切ということに関しては異論のある方はいらっしやらないと思いますが、それを一般論にまで広げるかどうかという議論、または安衛法に加えて足場の安全な運用のための点検に関して何らかの特別な措置を講じるかという論点、それも「より安全な措置」なのか、まず基本的な安全を守るためのものなのかという論点があって、きょうは余り時間がなかったわけですが、今までもその辺は町場的な世界とここに出席していらっしやる大半の方々の世界の話、2つの論点、またはベーシックな部分と「より安全な措置」という部分、2掛ける2ぐらいの議論があるものですから、ちょっとややこしくなりがちです。その辺は整理した上で、きょうもたくさん意見をいただきましたので、引き続きとさせていただきますと思います。

事務局から何かコメントがあれば。

○東技術審査官 特にコメントはありません。今、座長がおっしゃったようにしっかり整理していきたいと思っております。我々の整理も、作業開始前の点検、組み立て等後の点検、ごっちゃになるところもあったのかなと思って反省しております。

きょうお集まりの皆さんでもこれだけごちゃごちゃした形での対応になってしまうということなので、現場に行くとき法令をしっかりと周知していかなければいけないというのはまさにそのとおりの話なのだろうと痛感しているところでございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

次に、これも大事な議論なのですが、一側足場について資料2の3枚目についてまず事務局から説明をお願いいたします。

○東技術審査官 それでは、資料2のうち3枚目の「一側足場」について説明させていただきます。

現状と課題については、先ほど資料1で説明させていただいたとおりでございます。

これまでの主な意見としては、本足場を原則として、一側足場については本足場が設置できない場合の例外的な位置づけとすべきという御意見をいただいております。また、その上であれば、一側足場について本足場と同様の手すり・中さん・作業床等に係る安衛則563条のような具体的な規定までは困難ではないかという御意見もございました。また、住宅の現場では住宅用二側足場という概念がある中で、その整理をどうするのかといった御意見もございました。

議論の方向性についてでございますが、本足場あるいは住宅用二側足場、一側足場が混在している中で、我々としては建地が前後にあるものを原則としていきたい、一側足場については例外としていきたいと考えておまして、これを法令上明記できないかと考えております。

この例外の考え方についてでございますが、本足場が設置できない狭隘な場所ということになるかと思っておりますけれども、この範囲について具体的に示すに当たり、どのような

基準とするのがよいのかということについて、きょう御意見をいただきたいと思っております。

なお、先ほど一側足場について、本足場と同様の手すり・中さん・作業床等に係る安衛則563条のような具体的な規定は困難ではないかという話をしましたが、一側足場については563条の適用外ということにはなりますけれども、そうであったとしても、より一般的な規定でございます安衛則の519条については当然適用になるものでございます。作業床の端からの墜落防止措置として手すり等の設置、それが困難な場合の安全帯の使用等は必要になりますし、例えば単管抱き足場のような作業床の設置が困難な場合にあっては、やはり安全帯の使用が求められるものでございます。これは518条の関係です。一側足場についても一般的な518条、519条についての規定はかかるという補足を申し上げました。

資料については以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

一側足場については、前回の会議でやはり本足場を原則とすべきであろうということは総意が得られたと認識しておりますが、本日お伺いしたいのは、例外的な、特に狭隘な場所ということでございます。これを具体的に定義するかどうか、具体的に定義する場合には、例えば数値的にどういう数値を使うか、御意見をいただきたいと思っております。

ただし、前提として、安衛則にもあるように、作業床がしっかりと設置できないところ、端部の手すり等が設置できない部分に関しては安全帯を使用するというのは原則としてある。これも守っていただくかどうかという議論があると思いますが、そういうことも踏まえて、本日は、例外的な場所について具体化をどうするかということについて御意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。前回、1 m以下の場合とか、具体的に数値も出していただいた例がございますが、その辺も含めていかがでしょうか。小岸委員、お願いします。

○小岸委員 住宅工事など私もやっていたのですが、敷地が壁から1 mぐらいあれば建地を2本建てて本足場を組めるので、大体その線でいいのではないかと。住宅でも庭側で普通に敷地があるのに、周りが一側だからとその面までわざわざ一側で組むようなこともあるので、やはりそういうある程度の数値というのは必要なかと思っております。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

恐らくはある程度数値的なものを示しておかないと、設置が困難な場合という例外をつくっておくとそれがどんどん広がりかねないということもあるものですから、具体的な数値自体についてはどこに書くかというのは別の議論でございますが、皆さんの感覚としてどういう要件がいいかという御意見をいただきたいということです。宗像委員、お願いします。

○宗像委員 数字を出さないとおさまりがつかないのだろうと思っておりますので、ある程度目安として数値を示されることになるのだろうと思っております。今、小岸さんの御意見ですと1 mというような目安が示されていますが、家の建てかえなどを考えると、そこに庭

木がある、石がある、いろんなものがあって、いろんな要素が絡まってまいりますので、これからもっともっと議論を深めて考えていかなければいけないのではないかという感じがしています。

あと、住宅工事現場で足場を先行して建てた場合に一番心配するのが、足場の倒壊でございます。その場合の控えのとり方と離れの距離が多少絡まってくるのではないかという気がしております。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

控えの問題とか、足元をどうするかというのは、現行法をきちんと守っていただくということなのだと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○杉森委員 別に住宅に限った話ではないですが、特に住宅の件でいくと、手すりではなくて足場先行工法のガイドラインの中でも書いていますけれども、例えば火打ちを打ったり、やらずをついたりとかというのがあります。基本的には、ある一定の敷地が確保できない場面もあるでしょうし、狭隘というだけではなくて、今、言われたように石があったり、松木があったり、そういうものもあるのでしょうか、まずは本足場ですから、やはり40cm以上の床を設けられないということでの判断で寸法は議論していけばいいのではないのでしょうか。

うちの組合の中では、前のときにお話ししたのは、ざっくり1m未満というのが方向としてはどうなのだろうかと。ただ、実際にハウスメーカーなどで足場を組まれているところの方に言わせると、1mは広過ぎるという方もおられると思います。実際にはほとんど壁際に足を建てているので、1mなくても70cmあったら足場を建てられるというときもあると思いますので、そこは御意見がいろいろあるかなと思います。一側足場の場合ですね。

○蟹澤座長 一側です。例外的に一側でいいという場合の数値的要件ですね。きょうこの場でということも難しいようであれば、一応、本足場を原則とし、一側の場合には、ある程度許容する数値的な要件を示すということをご皆さんから同意が得られれば、お持ち帰りいただいて、1mがいいのか、障害物に関してはどうするかということもあるかと思いますが、その辺は後ほどまた御意見を事務局に集めていただくということで引き続きの御検討をよろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

○東技術審査官 1点補足します。先ほど70cmでもできるのではないかとありましたが、できるところもあるかとは思いますが、今回、法令で示すかどうかというところの議論になりますので、あくまで最低基準としてどうかというところの観点を踏まえて御検討いただければと思っております。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

何らかの形で数値を出すと、それが望ましいではなくて最低基準ということですので、それを踏まえて御議論をお持ち帰りいただきたいということです。

続いて、資料2の4枚目「手すり先行工法」について事務局から御説明をお願いいたします。

○東技術審査官 それでは、資料2のうち最後の4枚目「手すり先行工法」について御説明させていただきます。

資料4のシリーズで手すり先行工法の関係は各委員の方から資料を提出いただいておりますので、また後ほど御説明いただければと思いますが、まず、こちらの資料2の説明をさせていただきます。

現状と課題については先ほど資料1で説明したとおりでございます。

これまでの主な意見としていただいたものとしては、義務化となるとなかなか課題も多いということかと思っております。

議論の方向性のところでこれまでいただいている意見について主にまとめています。まず、手すり先行工法を採用できない現場が出てくるのではないかと。現場というか、箇所という観点かとも思いますが、そういうところがあるのではないかと。2番目として、手すり先行工法に対応しない部材を抱えている業者の対応や負担をどうするのか。3番目として、部材の入れかえに要する期間についてです。

こういうところが主に意見としては出ていたかと思っております。それぞれの意見に重さ、軽さもあるかと思っておりますが、本日こういったことに関して皆様から資料をいただいておりますので、御説明いただければと思っております。事務局としては、その上で引き続き具体的な議論を行っていく必要があると思っております。

以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

ただいま具体的な議論の方向性ということで事務局より御説明がありましたが、具体的に議論のある箇所について、本日、資料を御提出いただいております。

まず、岸田委員、関根委員、本多委員、最川委員から資料4-1を提出いただいておりますので、御説明をよろしく願いいたします。

○本多委員 その前に、事務局に1点、御質問をさせていただこうと思っております。

さきのこの会合におきまして、手すり先行工法の採用率、官庁、民間というところで、官庁に比べて民間は非常に低いというお話がございました。そのときの調査の方法や回答について1点だけ御質問したいのですが、具体的には、回答する側の工事現場の立場からですけれども、手すり先行工法を採用していると回答した場合、回答する際の明確な基準があったのかどうか、それとも、曖昧ながらもある水準以上であれば同工法を採用していると回答しているのか、その辺のところのポイントをお話しいただければありがたいのですが。

○東技術審査官 今の御質問は、第1回目の検討会資料の関係かと思っております。もし見るのであれば、お手元のファイルの中につづっております。第1回目の資料は通し番号を振っています。通し番号の34ページのあたりに手すり先行工法の採用状況ということで、発注者別、工事別を掲げているところでございます。恐らくこちらについての御質問と思っております。

こちらについては、第1回目のときに説明したように、昨年の12月、1月だったと思いますが、全国の労働基準監督署の職員が建設現場に指導なり検査なりで行った際に、本足場あるいは一側足場が設置されていた現場において、その足場がどういったものなのか、墜落防止措置がどうなっているのかについて調査したものをまとめた資料になっております。

基本的には、労働基準監督署の職員が現場に行き指導等に併せて調査・確認しておりますので、こういう言い方は大変申しわけないのですが、ある程度の簡易な調査にならざるを得なかったところがあります。そういう観点で見たときに、我々のほうから指示してやっているものについては、足場の種類、手すり先行工法の関係もそうですし、足場における墜落防止措置についても、どういう防止措置をやっているかの調査についてもそのようなのですが、現場を全体で見たときに主な対策について選択し印をつけるという形で調査しております。

現場で一部、本足場の中でもくさび緊結と枠組みがまざっていたりした場合には、主にどちらが多いかというところを判断して書かせております。手すり先行工法のところについてもしかりで、主に手すり先行工法をやっている状況が見られるのであれば、そこは手すり先行工法を採用しているという回答をさせているものでございます。ですので、個別具体的に現場の中でそうでない箇所がどのくらいあるか、そういう箇所がどのくらいあるかというところまではわかりません。基本的にはあくまで現場ベースで1回答となっているものでございます。今の回答でよろしいでしょうか。

○本多委員 どうもありがとうございました。よくわかりました。

○蟹澤座長 では、引き続きよろしく申し上げます。

○本多委員 資料4-1について4名の委員から出させていただいたものを御説明申し上げます。

まず、誤解を招かない意味で最初に申し上げますと、我々4名の委員は、手すり先行工法は有益であるということにはもちろん同意見でございます。この工法を積極的に採用すべきというところでも何の異論もございませんし、どんどん採用を普及しているところでございます。

しかしながら、全国の現場を見た場合に、現在稼働している現場がそれこそ数万か数十万カ所があるかもしれませんが、大都市圏、地方圏という施工の地域、あるいは新築、解体、改修、設備などの工場の種類、それから、超大型、大型、中小規模、小規模などの規模にかかわらず、基本的には手すり先行工法の採用はある程度はできていると思っております。その意味で、普及率がこの数年間、相当上がっていることは認識しておりますが、建物の形状や施工手順というのは多種多様でありまして、現場は常に変化しておりますので、これらの中で全てのあるいはほとんどの局面で手すり先行工法を採用することは余りにも無理があって、現場の立場からすると現実的ではないというところの意見でございます。その意味で出した資料でございますので、ぜひ誤解のないようお願い申し上げます。

この資料の目次を見ていただきますと、手すり先行工法の対応が困難な事例ということで12例ほど書きました。この分類が正しいかどうかわかりませんが、一部のものですが、数現場見ただけでもこれだけのものがあったということでございます。

御説明するまでもないとは思いますが、どういうものがあるかだけ私から御説明させていただき、後、関係委員のほうから具体的な説明等をお願いできればと思っております。

まず、足場の組み立て場所が狭隘であることが原因の場合、2番目に足場の組み立て場所にはり等の構造物があることが原因の場合です。このページをごらんいただくと赤で囲っていますが、当然ながら手すり先行工法を採用しているところはもちろんございます。その中でもできないところがこれだけあるということの御説明のつもりです。3番目に足場の組み立て場所に配管等の障害物があることが原因の場合、4番目に足場を傾斜があるところに組み立てることが原因の場合、5番目に足場を地上から組み立てないことが原因の場合、6番目に足場を設備・機械の上部に組み立てるケース、7番目に足場の組み立て場所または足場の形状が変形であるケース、8番目は足場の高さや横の幅が不整合であるケース、9番目に足場の同一面に綱が混在していくケース、10番目に足場が支保工（パワーフレーム）であることが原因の場合、11番目に張り出し足場、つり足場の場合、12番目が一側足場であるというところがございます。幾つかの現場を見ただけでもこういう箇所がございますので、機械的にやるのはいかなものかという資料のつもりでございます。

私からは以上です。

○蟹澤座長 共同で御提出いただいた方から何か補足等がありますか。では、岸田委員から。

○岸田委員 私と関根委員は、一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会より出席させて頂いています。大手、準大手ゼネコンの仕事を中心に受注しております。資料4-1に12件ほどの事例が抜粋されていますが、特に事例10については、作業用の足場のみならず重量の大きな梁、スラブを受ける為の足場になるので、手すり先行足場としては、適切でない場合もあります。その他の事例では、様々な屋内の運搬及び組立解体に手間のかかる箇所などもあり、手すり先行足場が100%使用できないところもあるので、状況に合わせて対応しているのが現状です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

引き続き、資料4-2を提出いただいている杉森委員から御説明いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○杉森委員 資料4-2「わく組足場用手すり枠」です。一部、先行手すりが見つからない足場があるのではないかとということで、全てということではないのですけれども、私ども組合のところにも確認して一般的によく出ている枠組み足場、それに対応した手すり枠について、つく、つかないの確認をしましたが、基本的にはほぼ全部対応できるという一覧表になっています。先行手すりの種類はここに書いてある4つ以外にいろいろありますが、大体同じようなものというのが枠組み足場の1点目です。

2点目がくさび緊結式足場です。一般的によく出ている次世代足場というのはそもそも手すり先行工法で開発されているものなので、これについては入れていませんが、ここに書いてあります木建の絵は、足場先行工法に使われているくさび緊結式足場です。ここに書かれている4つのものが一般的に市場に出ているものかと思います。それについて、それぞれの足場の製造者、うちの組合も含めて確認をしましたら、全部、先行手すりはあるということなので、先行手すりが入ったから即座に使えなくなるような足場はないということの参考資料として添付させていただきました。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

御質問等は後ほどいただきたいと思います。

続きまして、遠藤委員、武石委員、南雲委員から資料4-3を提出していただいておりますので、説明をよろしく願いいたします。

○遠藤委員 それでは、説明をさせていただきます。

今回提出いたしました表とグラフですが、仮設工業会の会員の方々の先行手すりの生産量をまとめたものです。

前回、武石委員より、平成21年に安衛則の改正があり、そのときに、現存する枠全てに対して先行手すりを取りつけたとして、メーカーが1年間フル生産した場合、17年ぐらいかかるという試算結果になったという話がございました。10年たった現時点で仮設工業会会員の方々の先行手すりの生産量がどう変化しているのかという傾向を確認しておくのも意味があるということで調べたものでございます。

この数字は仮設工業会の月刊誌で公表されているもので、武石委員のほうから、枠組み足場用先行手すりとかさび緊結式用の先行手すりの生産量のデータを提供していただきました。枠組みの場合は22年間分、くさび緊結式の場合は10年間分の生産量です。数量は毎年2%ぐらい減ることを前提に計算しておりまして、平成30年度は枠組みの場合は7月まで、くさびの場合は8月までのデータになっております。

傾向を見てみますと、枠組み足場の生産量は減少傾向になっております。くさび緊結式足場の先行手すりは、枠に取ってかわって大きくふえてきているのがわかります。

くさび緊結式足場には規格がございまして、認定品と、そうでない承認品がございまして。次世代足場と最近言われておりますくさび緊結式足場は、構造的にシステム承認ということになっているために生産量が公表されておられません。そのため、今回の資料には含まれてはおりませんが、認定品だけを見てみましても、くさび緊結式足場の先行手すりの年間最大生産量の実績は枠組み足場用の先行手すりの実績のほぼ倍になっているということがわかります。次世代足場と言われる足場も含めると、くさび緊結式足場の先行手すりの生産量の実態はかなり大きな数字になっているのではないかとすることも予測できます。

以上が実態として見てとれる傾向です。あくまでも参考ということで提供させていただきました。以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

ただいま3つの資料で御説明いただきましたが、これから質疑、御意見をいただきたいと思えます。

最初に事務局から示していただきましたとおり、義務化ということであれば設置できない場所等の扱いをどうするか、また、本多委員からありましたが、そもそも義務化といったときに一現場でどれくらい使ったのが義務というような、そういう定義はどうするのかという問題提起もあったかと思えます。それから、足場のメーカーや部材を抱えている建設会社の負担や対応についてはどうするのかという問題、それから今、仮設工業会からお話がありましたが、これが対応物に入れかわっていくということも、現状、ほとんどが入れかわっているということでございますけれども、その辺を見据えた議論ということになると思えます。御意見を自由に頂戴したいと思えますので、よろしく願いいたします。杉森委員、どうぞ。

○杉森委員 4-1の資料、特に個別それぞれについて細かく回答していくことはいたしません。基本、先行手すり機材というのは足場の構成部材ですので、足場がちゃんと組めるところについては手すり先行工法というのは対応できる。ただ、現場の足場の部分的なもの、そもそも足場がまともに組めないようなところ、そういったところについては当然、構造部材の強度部材や後づけの手すりが見つからないとか、出てくると思えますので、そこについても細かくお話しすることはないですけれども、この写真を見た中でも対応できるところは対応できるし、先行手すり工法のガイドラインの中にあるような足場の想定外のものも意見としては挙げられています。そういったことから特段にこれを安全の方法として義務化していくことに問題はないと考えます。

先ほどの安全点検のところでも委員の中から、これを義務化することによって法令違反になるというお話があったのですが、そもそも点検もそうですし、こういう安全対策もそうですけれども、手すり・中さん、あるいは点検、やらなければ違反で罰則規定がついているのですね。その中身の話、対策のより充実のことになりますので、手すり先行工法を規則にして罰則規定がつくからということでは、それをもって、即これを義務化させられないということは違うと思えます。

対応できないところについての対応方法については、現在の労働安全衛生規則の中でも、要は、作業の性質上、設置が困難な場合ということで、そういった場合の例外措置が既に挙げられています。それが手すり先行工法なのか、手すり先行工法ではないのかに関係なく挙げられていますので、そういった観点も踏まえていけば、方法論として手すり先行工法を義務化に挙げていって、それができない場合についてはそれ相応の対応をとっていく、現行規則でやっていくということで十分対応できるのではないのかという意見です。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。関根委員。

○関根委員 4-1の資料で、実際に図面だとか、その辺で起こせないような部分が多々あって、現場でも苦勞して、どうしたらいいかというところで組み立てている事例があると思います。現場でも手すり先行工法が実は採用できるとか、そういうのも認識として余りなかったり、機械・設備関係は本当に狭いところで、みんな組み立てるのも材料を持っていくのも苦勞していくようなところで、やはりどうしてもそういう箇所というのは現場では考えられると思います。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

小岸委員、どうぞ。

○小岸委員 この資料を今、見せていただいて、つけるのが無理な場所だと思いますが、こういうところが建設現場の何%ぐらい占めているか、これが60%、70%を占めているのであれば、義務化するのは無理、つけられないところが多いのだからという話になると思います。

改修工事、住宅工事、いろいろな日本の建設工事の全体像で見てみたら、つける割合の場所というのは10%もないのかなと思います。改修工事だと基本的に外部だけしかなくて、そういった割合から考えると、やはり義務化にさせていただいたほうがいい。別にこれは誰が得をするとかではなくて、実際に日本全国にいるとびの仲間も、お金をもらえるのだったらやはり先行手すりでするほうが安心だというのは誰が見てもわかることですし、また、義務化にしないと、やる、やらないということがどんどんきている中で、もしこういったハードで減らせる事故があるのであればぜひとも減らしてもらいたい。

今回、8月にドイツにも行ってきたのですが、ドイツでも年内に先行手すりの据え置きが法令化するという話を団体から聞きました。反対する人なんかいない、だって事故がなくなることなのだからというお話も受けたのです。事故がなくなって、誰も損する人はいないのではないかと。義務化になれば、逆に言えば発注者、注文者もこういう費用がかかるというのがわかっていただけるから、その費用さえいただければ別に誰も反対する意味がないというか、費用もきっちりいただけて安全に施工できるのであれば、我々職人も助かりますし、元請さんも注文者から費用をもらえれば別に腹を痛める必要もないと思ったので、義務化していただきたいという意見です。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

最川委員、どうぞ。

○最川委員 先ほど本多委員も言われたとおり、この場で手すり先行工法を反対している人は多分一人もいなくて、もちろん先行工法を採用できる場所はどんどんしている現状もあって、提出していただいている資料4-3にもあるとおり、ここ何年かでくさび緊結式も含めて相当な生産量が出回ってきて、やっとな手すり先行工法を使える現場というのは浸透してきたところなんです。逆に、手すり先行工法ではない足場は減ってきているわけです。

それは間違いないところで、それを邪魔する人は一人もいないと思います。

ただ、法規制で罰則つきということになりますと、調べた結果も含めて、手すり先行工法を使う現場というのは、8割、9割使っています。1割ないとか、そのとおりだと思うのですが、手すり先行工法が100%できている現場というのは多分0%だと思います。そうすると必ずどこかの現場で法違反になる可能性がある。法のつくり方にもよるのでしょうけれども、曖昧な手すり先行工法を採用できないという言い回しが法的に適しているのかというところがあって、特に小岸さんたちのような組む方が先行工法を使っていない場面に出たときに、本当に法違反になって、それが望むところなのかというちょっと疑問があって、法規制にはそぐわないのではないかと。普及させる議論だったら幾らでも皆さんは乗ってくると思います。それが違反となると、直接組み立てられる事業主に法違反で罰則がいくような法律になるのではないかと思います、本当にそれでいいのかというところが疑問です。

以上です。

○蟹澤座長 本山委員、どうぞ。

○本山委員 今に関連して、整理しますと、手すり先行工法を法制化するとしたときに、どの部分を法制化するのか明確にしないと議論がわからない。手すり先行工法は、足場の最上層に人がのるときは、その前に手すりを設けるという組み立て途中の規制と、ガイドラインに「より安全な措置」という設備に関する措置があって、これを一緒にたに議論するとなかなかわかりにくい。

仮に前者の最上層に労働者がのる前に手すりを先行するという組み立て途中の規制とすれば、これはお手元の資料に条文がありますが、564条に関する規定になると思います。足場の組み立て作業についての規制になると思います。例えば事業者は足場を組み立てるときは足場先行工法で組立てなければならないと仮に書いた場合、その事業者というのはあくまでも小岸委員や関根委員のようにとびさんの会社だけになります。この条文については、元方規制はかからないのです。なぜなら足場を組み立てる事業者というのは特定されますし、ほかの事業者とは混在しないからです。

その一方で563条というのは足場全体の規制です。組み立てた後の足場はいろんな事業者が使いますから、これは元方がしっかり管理しなければいけない（従って655条で元方規制がかっている）。小岸委員が言ったように、お金をもらえるなら手すり先行工法で組立てるといふような規定に564条はならないのです。発注者や元請から手すり先行工法でやってくれと言われなくても、この564条は組み立てる事業者に責務がかかってくるわけです。そういうことであっても全国のとびの皆さんが同意できるのかどうか、その辺を教えてください。よろしくをお願いします。

○蟹澤座長 今のお話ですが、組み立てる当事者の問題になるということに関しては、今、お答えできなかつたら結構ですけれども。

○小岸委員 私もいろいろなほかの国のことを勉強していますが、ほかの国だと実際に組

み立てているとびも罰則、行政指導で罰金があります。ドイツなどもそうです。これが全ての事業所が一気にこういうふうに義務化・法制化になって、もちろんさっきみたいに組めないところの除外があるのは自分も足場を組んでいるのでよくわかって、ある程度のルールを決めないと、全てが義務化、1カ所でもなかったら法令違反というのは無理だというのはもちろんわかっているのですが、ある程度みんな足並みをそろえて、ここからこういうふうにやっていくというふうに出ていけばいいのですけれども、それがここからスタートというふうになってしまうと、事業所が罰せられるという反対意見も出るのかなという気持ちもあります。

○蟹澤座長 どうぞ。

○関根委員 今のお話ももっともなのですが、先ほど前段でもあったように、大きいゼネコンから中小、零細とありましたけれども、一気にそうなった場合に、法制化で罰則となると我々としては現実問題として厳しいところはあります。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

住宅業界、それから、全建連はいかがですか。

○込田委員 我々の中で、罰則ということになると、まず周知されて、わかってからの罰則であってほしい。周知されていないのに「あんた、だめね」というのはちょっと難しいと思います。我々の場合、ほとんど足場は外注で専門屋さんにも組んでもらっているのですが、後のメンテナンスは我々の責任かもしれませんが、組み立てる段階というのは我々ではないという気がしています。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

では、本多委員、どうぞ。

○本多委員 手すり先行工法は、先ほどの繰り返しになりますが、資料4-3で御説明がありましたとおり、普及率がこれだけ進んでいます。私どもの側からしても、この2~3年で普及率は相当高まっていると思います。これもひとえに関係各位の努力によるものだと思っている次第でございます。

しかしながら、罰則付きの法制化となると、先ほど資料4-1でお示ししたとおり、現場の実情に合わないケースが非常に多くて混乱を招くことになると思います。多分ありとあらゆる現場でいろんな問題が噴出してくるというふうに認識しております。

罰則を受ける側の事業者の立場になりますと、工法の採用判断が明々白々であるということが大前提になると思いますが、ただし書きや一部の例示でそれを十分に満足できると思えません。そういう意味では、やはり法制化というのは現時点では非常に無理があって、現在の行政主導ベースの対応を続けて普及率を高めていくというのが現実的ではないかと思えます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

どうぞ、杉森委員。

○杉森委員 今、いろいろな委員の御意見を客観的に聞き取っていたのですが、誰に責任を持たせるかみたいなところの判断のお話がメインになっている。そもそも現場の安全対策をとるという観点で、どういうやり方がいいのかという視点で考えたときに、事業主が手すり先行工法をやらなかったからといったって事故があれば責任があるわけです。では、元請が足場の組み立て・解体のときに事業主に責任を持たせたから私たちは関係ありませんというふうになるのですか。現場の安全管理というところで、こういうお話をしているときにゼネコンさんは、労災は自分たちの労災を使うケースがあるとか、いろんな話をされるわけです。自分たちに現場の安全管理に全く責任がないというふうには理解されていないと思います。

そういう意味で、より安全を高めるための方法論であって、これをいきなり規則にして罰則がついて、できなかったときにどうするのか。そもそも安全対策で、現行、何をやっているのかというときに、親綱を先行したり、何らかはしなければだめなわけですから、より充実した対策として手すり先行工法をやればいいでしょうし、先ほどもお話ししましたように、現行法でやっても墜落防止設備はつけなければだめです。でも、それをつけられない困難な場合も当然あります。問題は、その次のステップとしてどういったケースのときに手すり先行工法ということですが、きょうの4-1の資料を見ても手すり先行工法はほぼついていません。部分部分につけていないところもありますから、そこをきちっと理解してもらうようにすればいいだけの話です。

もう一つ、普及の問題でやるのであれば、例えば高さ10m以上の大きな現場については法施行後1年後にやる、あるいは住宅だとか、もう少し手厚くいかなければいけないところは法施行後2年後、3年後の実行になるとか、それは方法論でいろいろ考えられることであって、高さの問題でいくのか、業態でいくのか、10m以上、5m以上で分けるのか、それはできるのではないかと思います。客観的に聞き取っていて、責任があるけれども、おまえらどうするのだみたいな責任回避論的な話になって、被害に遭うのはそこで働いている社員の皆さん、作業員の方です。

もう一つ言うと、その足場を使われるのは左官屋さんだったりペンキ屋さんだったり防水屋さんだったり、いろんな方々が使われるので、当然組み立て・解体だけではなくて、563条できちっと担保されていくものになるべきと考えます。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

これも時間がないので、きょうはここまでにしたいと思いますが、再確認ですけれども、要するに、現場で働く方々の安全を祈って、手すり先行が効果があるので、これは推奨すべきものだという点に関しては誰も反対をこの中ではしていない。ただし、義務化した場合、守らなかったときに誰が責任をとるのか、また守らなかったというものがどうやって判断されるのか、義務化といったときに義務化をどのように具体的に範囲を定めるのか、法令なりに書こうと思ったときにはたくさん解決すべき問題があるので、そ

の辺も含めてきちんと議論する必要があるのではないかということなのだと思います。

杉森委員、アクセスのほうで今お示しいただいたような課題について何か御提案をいただけるようであれば、次回、具体的な御提案をいただくということをお願いしておきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

もう一つは、ここにいる皆の共通の願いなのですが、周知方策というのも大事なことで、どうやったら中小、零細、町場やリフォームの現場までそれが行き届くのかということもあわせて、それが一番大事なことです。それについても何かアイデアがあったらよろしくお願ひしたいと思います。

その次に「その他」という議題がありますが、最後に資料5がついています。これは「検証実験の開催に関するご提案」という私宛てのものになっておりますが、杉森委員から説明をお願いいたします。

○杉森委員 目的としてここに掲げてありますとおり、この実務者会合で皆さん方から御意見がありましたとおり、手すり先行工法やいろいろな安全対策を充実させることに対しては一定の御理解をいただいておりますので、改めてきょうお集まりの皆様方の認識の統一を図るということも一つなのですが、ここで議論されている内容について広く一般の方々にも公開して、この委員会はどういうことをやっているのかということについても広めるということで、2番目以降に書いているような実証実験を計画してはどうかという御提案です。

基本計画、そのの大もとになる建設職人基本法などにも「見える化」というのが一つの大きなテーマになっています。そういう視点からも、広く一般の方々、もっと言えば、私の個人的な意見で言うと、皆さん方の御家族、社員の方々、そういった方々にも職人さんたちが働いているところはどのようなものか、そういったところに対してどういうことが議論されているのかということぐらい見ていただく。当然、発注者の方、そういった方々に官民間問わず出てきていただいて、議論の方向性も見えていただきながら、安全対策の充実ということで、発注者の責任というものも改めて御理解いただけるような場にさせていただければということで御提案させていただきました。

検証概要としては①から④までに書いていることで、実際に足場の上に乗って、安全対策の現行のものと、手すり先行工法などの新しいものとの比較を体感してもらう。

墜落抑止効果、これはダミー人形を用いて落体実験で見ていただく。

幅木の有効性について、ダミー人形をつくって同じようにやる。

手すり先行工法が設置できない場合、つかない足場があるというお話がありましたので、そういったものについてもしあれば、これは皆様方に逆に持ってきていただいて、実際に組んでみて、本当にだめなものについては、それを検証することでメーカーなりがそれに対してどういう手を加えることでできるかということにもつながると思いますので、そういうこともやっていきたいと思います。

足場としては、枠組みとくさび、先ほど資料4-1の中で支保工に使うものはどうなの

だというのがありましたので、場合によったら支保工に使うようなものも入れてもいいのかと思いました。支保工に使うものでも手すり先行工法はいろんなところで入っています。そういうものを出してもいいのかなというのはちょっとあります。

以上です。

○蟹澤座長 今から御意見をいただきますが、その前に確認させていただきたいのですけれども、この実証実験を開催するといった場合に、主催者、実施者はこの委員会という御提案ですか。

○杉森委員 そうです。委員会での開催の提案です。

○蟹澤座長 では、この委員会が開催するとなると、その前提としての目的、要するに、これは一般に公開するのだと思いますが、委員会主催だとすると委員会のスタンスが必要なものですから、そこを補足いただけたらと思います。足場先行の義務化を検討しているから、それに関するということだとわかりやすいのですが、それは今、言い切れないと思うので、どういうスタンスでやったらいいのか御説明いただいたほうがいいと思います。

○杉森委員 あくまで建設業における墜落・転落災害防止対策の議論となっている足場関係、そういったもの墜落防止対策のという視点で捉えています。その方法論として捉えています。それをこの委員会の中で議論しているということについての確認、検証、広く意見も求めてということです。

○蟹澤座長 わかりました。委員会として一般に公開した実験を行うということなのですね。委員会の委員がこの効果を確認するために実施するというものではなくて、委員会として手すり先行の効果を一一般の方々に公開するということになる。一応そういうふうに承りましたが、ほかに意見をどうぞ。

○大幢委員 平成21年の省令改正のときは、我々が事務局になって研究会を開いて公開実験という形で行いました。そのときは、メッシュシートの効果を確認するという研究会の中で明確な目的があって実施したということで、これを行う場合には、ただ単にアピールなのか、その辺をしっかりとする必要があるのではないかと思います。

○杉森委員 21年のメッシュシート、あのときは公開ではないですね。

○大幢委員 公開ではないのですが、いい意味、オープンでやったという形ですね。

○杉森委員 準オープンぐらいの感じですね。

○大幢委員 そうですね。

○杉森委員 実際の細かいところについては、過去の話はしませんが、今回、私たちが求めているのは、委員の意思統一ということもありますし、こういったところで議論している中身、うちの組合員などかも、きょうも何人か来られていますが、どういう議論をしているのか、どういう方向の話をしているのか見たいという意見が多いのです。そういうのも兼ねた、この委員会に100人も200人も入れないわけですし、その議論の一つの流れの中として、どういったことを物理的に検証しているのかということをやるといって御提案でございませぬ。委員会としてですね。

○蟹澤座長 委員会の委員が効果を再確認するために実験をするというのと、委員会が主催で一般の方に見せるというのは全然違うので、これははっきりしていただかないとここで議論ができない。

○杉森委員 私の考え方としては、どちらかという両方ともなのです。2番に近いのかもしれないですね。

○蟹澤座長 2番というのは、委員会として手すり先行の効果を一般の方々も含めて。

○杉森委員 一般の方にも理解してもらいながらということですかね。

○蟹澤座長 そういう位置づけでこういう実証実験を実施するかどうかということに関して御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ、本多委員。

○本多委員 ただいまの目的は2つございましたが、前者に関しては、全ての委員が手すり先行工法の有用性は十分認識しておりますので、その意味では必要ないのかなど、後者の一般社会に理解してもらおうということについてはこの委員会の役割ではないのではないのでしょうか。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

この委員会の役割ということでは事務局の御認識はいかがですか。一般の方々に効果を認識していただくというのがこの委員会の役割というか、目的なのかどうかという御意見だったと思いますが。

○東技術審査官 もちろん一般の方にわかっていただくというのは重要な話ではあると思いますが、この委員会としては、具体的な施策を検討していくというところ、充実強化に向けての施策を検討していくということになるかと思いますが、この委員会かどうかと言われるとちょっと違うかなという気はします。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

○杉森委員 どっちかというふうに言われたので、どっちもなのですが、ここの実験内容については、先ほど来、言っていますように、手すり先行工法の話だけをしているわけではなくて、例えば幅木の問題や親綱の墜落防止効果というのも認識を統一する。そこについても当然重要なウエートとしては持っていますので、その辺についてはきちっと御理解をと、どっちもというのはそういうことなのです。手すり先行工法の効果は皆さんは理解している。それは手すり先行工法に限っただけの話ではありませんので、ほかの部分についてもということになります。文章的にも、統一を図ることと、その効果を広く一般の方々にも御理解いただく場ということなのです。

○蟹澤座長 ほかに御意見はいかがでしょうか。どうぞ、宗像委員。

○宗像委員 手すり先行に関して有効であるということはこの場で皆さん共通の認識としてお持ちだと思いますが、それを実現するための方法論についてはそれぞれ考え方がさまざまだと思いますし、立場も違うと思います。そこで、一つのモデルをつくって、それが有効かどうかということを確認する意味合いというのはないのではないかと思います。有効であるということは皆さんは共通の認識としてお持ちだと思います。そこに向けて普及

率を高めていこうとして、問題のある箇所について潰しをかけていこうというスタンスもお持ちだと思いますが、それぞれ速度も違いますし、アプローチの方法も違うと思います。実証実験そのものがひとり歩きしてしまうことのないように考えていかなければいけないと思っておりますので、今、このタイミングで実証実験することはこの委員会としては望ましくないというか、ふさわしくないように私には思えます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今、杉森委員が両方の目的だとおっしゃいましたが、これを委員会として実施するとなると、座長の私が代表になるわけですが、それぞれの構成員にそれなりの責務が生じてしまうということになります。手すり先行の有効性は十分に認めるということ、それから、建設業で働く方々の労働災害事故を減らすためにいろいろな対策を充実強化すること、これは共通認識として皆さんが持っていると思いますが、例えば手すり先行、幅木、そういったものの有効性について一般に公開して委員会として実験を実施するということであると、それはかなり固定的な、この委員会としてはそういうものを推奨しているという意味と、安全全般、法律をどうやって守ってもらうか、そういうことも含めてということ、範囲が大分狭まってしまうということもあります。座長としては、これを委員会として実施することに関しましては、少なくとも現段階ではちょっと難しいのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

別に手を挙げて議決するものではないと思いますが、せっかく御提案いただいたのですけれども、恐らく大半の意見が現段階で実施するのはちょっと早いのではないかということだと思いますので、これはきょうの結論としては見送らせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、事務局から御用意いただきました本日の論点は以上でございます。

建設的な意見をきょうもたくさん頂戴したと思います。次回、より具体的に一側足場のあり方とか、きょう、杉森委員からもありましたように、法制化という場合にはそれに関連する項目がどうなるかという具体的な提案を次回いただくということもございましたけれども、とにかくより具体的で建設的な方向で次回以降も進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

このほかに何かございますか。

○佐々木建設安全対策室長 それでは、事務的な連絡でございますが、冒頭にも申し上げましたとおり、本日の資料4-1は会議後回収させていただきますので、そのまま置いてお帰りいただければと思います。机上の紙ファイルについてもそのまま置いてお帰りください。

次回スケジュールにつきましては、後日、日程調整させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○蟹澤座長 それでは、本日の議論はこれで全て終了いたしましたので、事務局にお返し

いたします。よろしくお願いいたします。

○佐々木建設安全対策室長 長時間にわたり、御議論ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、後日、各委員にお送りいたしますので、御確認をよろしくお願いいたします。その後、厚生労働省のホームページに上げさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、第3回「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」を閉会いたします。ありがとうございました。